

議案第六十七号

港区災害対策本部条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年九月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区災害対策本部条例の一部を改正する条例

港区災害対策本部条例（昭和三十八年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条の二第八項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十一号）の施行による災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。